

平成19年(2007年)10月16日
建設委員会資料
都市整備部土木・交通担当

特別区道路線の認定について

道路法に基づき、以下のとおり特別区道路線の認定（以下「路線認定」という）を行う。

1. 路線認定の理由

本路線は警察大学跡地整備事業に関して新たに整備される路線であり、特別区道路線と都道を結ぶ幅員20.00mの道路である。

区の特別区道認定基準に適合しているので特別区道路線として認定する。

2. 路線認定の対象路線

(1) 第56号議案

路線番号	22-450
位置	起点 中野区中野四丁目2番 終点 中野区中野四丁目2番
延長	635.00m
幅員	20.00m

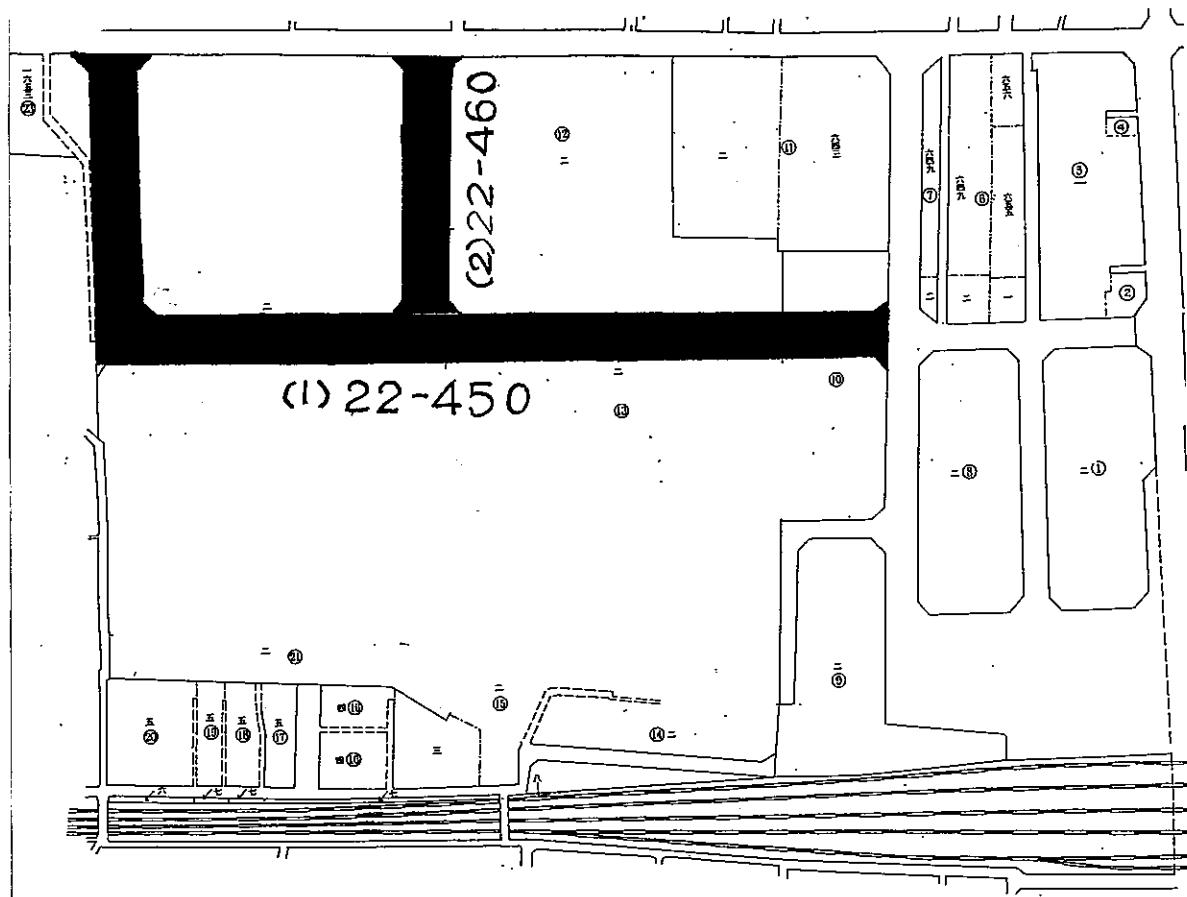
(2) 第57号議案

路線番号	22-460
位置	起点 中野区中野四丁目2番 終点 中野区中野四丁目2番
延長	160.00m
幅員	20.00m

3. 路線認定後の管理

道路法に基づき区が管理を行う。

中野区中野四丁目地内略図



凡 例

———	都道
———	特区道
---	区有通路
---	私道
---	認定外道路
---	公共溝渠
—————	認定する路線